

青森市工事種類別等級の決定に関する要領

この要領は、青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）の規定による建設工事の種類ごとの等級の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 客観点

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行った審査（以下「経営事項審査」という。）の結果、同法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評定値を客観点とする。

第2 主観点

次に掲げる各項目の点数の合計値を主観点とする。

(1) 青森市の発注工事に係る工事成績

平成30年1月1日から令和元年12月31日までに引き渡しを受けた青森市の発注工事に係る完成工事検査の結果得られた総合評定点数の平均値に応じ、次のとおり加点又は減点する。

この場合において、当該加点又は減点する点数に1点未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

平均値	点数
75点以上	$(\text{平均点} - 75) \times 5$
65点以上75点未満	0
65点未満	$(65 - \text{平均点}) \times (-5)$

(2) 障害者の雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定により、障害者の雇用状況を報告する義務のある者が法定雇用率を満たしている場合、又は当該義務のない者が障害者を雇用している場合は10点加点する。

(3) 青森市民の雇用状況

青森市民の雇用人数が50人以上である場合は20点、20人以上50人未満である場合は15点、10人以上20人未満である場合は10点加点する。

(4) 応援協定の締結状況

青森市との間に応援協定を締結している場合（所属する団体が締結している場合も含む。）は10点加点する。

(5) 環境に対する取り組み状況

エコアクション21の認証・登録がある場合は5点加点する。ただし、経営事項審査においてISO14001の登録がある者として加点評価されている場合を除く。

(6) 協力雇用主への登録状況

協力雇用主として、青森保護観察所に登録している場合は5点加点する。

第3 等級決定基準

等級は、客観点と主観点とを合計した総合点を等級決定基準表（別表）に当てはめ決定する。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める等級とする。

- (1) 土木一式工事のA等級に格付けされるべき点数を有する者（青森市内に本店を有する者に限る。）が、一級技術者を2人以上雇用していない場合 B等級
- (2) 土木一式工事のB等級に格付けされるべき点数を有する者（青森市内に本店を有する者に限る。）が、一級技術者を雇用していない場合 C等級
- (3) 建築一式工事のA等級に格付けされるべき点数を有する者（青森市内に本店を有する者に限る。）が、一級技術者を雇用していない場合 B等級
- (4) 経営事項審査による経営規模等評価の結果、完成工事高の平均が500万円に満たない場合 E等級
- (5) 経営事項審査を受けていない場合 E等級

附 則

（実施期日）

この要領は、平成24年3月22日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成26年3月31日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成28年3月31日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成30年3月27日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、令和2年3月26日から実施する。

別表

等級決定基準表

1 市内に本店を有する者

業種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	ほ装工事	とび・土工・ コンクリート 工事	解体工事	その他の工事
A	総合点 890点以上	総合点 850点以上	総合点 820点以上	総合点 830点以上	総合点 820点以上	総合点 760点以上	総合点 760点以上	総合点 300点以上
B	890点未満 780点以上	850点未満 700点以上	820点未満 680点以上	830点未満 700点以上	820点未満 700点以上	760点未満 670点以上	760点未満	
C	780点未満 680点以上	700点未満	680点未満	700点未満	700点未満	670点未満		
D	680点未満							
E	完成工事高の平均が500万円未満の者及び経営事項審査を受けていない者							

2 市外又は県外に本店を有する者

業種 等級	すべての業種
A	総合点が300点以上の者
E	完成工事高の平均が500万円未満の者及び経営事項審査を受けていない者